

# 新規営業許可申請をされる方へ

## — 食品関係営業許可申請の手引 —

### 営業許可申請の手続き

#### 事前相談

- **施設の工事着工前に施設の設計図等を持参の上、必ず事前にご相談ください。**  
衛生的な管理運営をするため、施設ごとに食品衛生責任者をおこななければなりません。食品衛生責任者がいない場合は、営業開始までに設置してください。  
水道水以外の水を使用する場合、申請時に水質検査結果書の添付が必要です。

#### 申請書類の提出

- 書類は営業開始日の 10 日前までには必ず提出してください。

1. 営業許可申請書	6. 検便検査結果 ※1
2. 構造設備仕様書	7. 給水証明書、水質検査結果書 ※2
3. 施設の配置図及び平面図	8. 法人の場合は、登記簿謄本 ※3
4. 許可申請手数料	(3ヶ月以内のもの)
5. 食品衛生責任者証(プレート)及び修了証	

※1 作業従事者全員の検便検査結果が必要です。

(保健所でも火曜日の午前中に受け付けています。1 検体 3, 300円)

※2 給水証明書または、水質検査結果書は水道水以外の飲用に適する水を使用の場合に提出してください。

※3 法人の場合は、申請書に法人番号の記入もお願いします。

#### 施設調査日

- 施設調査日は原則、毎週水曜日の午前です。

#### 施設の確認調査

- 調査の際は、営業者が立ち会ってください。  
なお、施設基準に適合しない場合は許可になりません。不適事項については改善し、改めて調査日を決めて再調査を受けてください。

#### 許可書の交付

- 施設基準適合確認後、許可書を作成しますが、交付までに数日かかりますのでご了承ください。受領の際は、認め印を持参してください。

#### 営業開始後

- 営業許可書及び食品衛生責任者証(プレート)を来店客が見やすい場所に掲示してください。

#### 食品衛生責任者の資格

登録をすれば資格がもらえる方	栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者もしくは船舶料理士の資格又は食品衛生管理者となることができる資格を有する者
講習会を受講する方	上記資格を有しない者で、食品衛生責任者の資格取得のための講習会(食品衛生責任者養成講習会)修了者

※食品衛生責任者は資格取得後、3年に1回の実務講習会を受講して下さい。

# 営業許可申請書の書き方

- 黒のボールペンか万年筆で書いてください。
- 申請書は群馬県ホームページからダウンロードすることもできます。

別記様式第3号

\_\_\_\_\_**藤岡保健所長**\_\_\_\_\_  
 整理番号： \_\_\_\_\_  
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

収入証紙貼用欄

申請年月日 \_\_\_\_\_

住まいの郵便番号、電話番号、FAX番号、住所 \_\_\_\_\_

申請者の氏名、生年月日(法人の場合は以下を参照)

ふりがな <b>かぶしきがいし</b> 〇〇〇〇	ふじおか <b>はなこ</b>	生年月日※法人にあつては、その設立日
氏名※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		<b>昭和×年×月×日生</b>
<b>株式会社</b> 〇〇〇〇	<b>藤岡 花子</b>	<b>昭和〇〇年〇月〇〇日生(設立)</b>
電子メールアドレス: 〇〇〇〇〇-××@〇〇〇〇.〇〇〇		法人番号: 99999999999

※申請者が法人においては代表者名と生年月日、法人設立日、法人番号を記入

営業所の郵便番号、電話番号、FAX番号、住所、屋号  
ある場合はメールアドレス \_\_\_\_\_

食品衛生責任者の氏名と資格を、  
養成講習会を受講した場合は受講年月日を記入

修了証に記載されている責任者番号 \_\_\_\_\_

欠格事項に該当しなければ該当無しに

【裏面】

指定成分等含有食品を取り扱う施設 輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	法第55条第2項関係 (1) 食品衛生法又は同法に基づく処分を違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり (3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。 <input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 該当あり
営業形態 1 _____ 備考 _____ 2 _____ 3 _____	申請者・届出者情報 所在地 <b>群馬県藤岡市〇〇〇町〇〇〇-〇</b> 氏名※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 <b>藤岡 花子</b> <b>昭和〇〇年〇月〇〇日生(設立)</b> 電子メールアドレス <b>〇〇〇〇〇-××@〇〇〇〇.〇〇〇</b> 法人番号 _____ 郵便番号 <b>〇〇〇-〇〇〇</b> 電話番号 <b>〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</b> FAX番号 <b>〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</b> 所在地 <b>群馬県藤岡市〇〇〇町〇丁目〇〇-〇〇</b> ふりがな <b>いさかや</b> 名称、屋号又は商号 <b>居酒屋 ふじおか</b> 電子メールアドレス <b>〇〇〇〇〇-××@〇〇〇〇.〇〇〇</b> ふりがな <b>ふじおか はなこ</b> 食品衛生責任者氏名 <b>藤岡 花子</b> 資格の種類 <b>講習会</b> 都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 受講年月日 <b>平成〇〇年〇月〇〇日</b> 主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 <b>酒類、揚げ物</b> 責任者番号 <b>藤岡 修了 〇〇年度 〇〇〇号</b> 自動販売機の型番 _____ 業態 <b>居酒屋</b> HACCPの取組 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input checked="" type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
担当者 ふりがな <b>ふじおか はなこ</b> 電話番号 <b>〇〇〇〇-〇〇-〇〇</b> 氏名 <b>藤岡 花子</b>	営業施設情報 食品衛生管理者氏名 _____ ※食品衛生管理者選任(変更)届を添付 資格の種類 <b>医師・歯科医師・薬剤師・獣医師</b> その他( ) _____ 修了年月日 _____ 年 月 日 修了 使用水の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 水道水 ( <input checked="" type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ) 自動車登録番号 _____ <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水 業種に応じた情報 <input type="checkbox"/> 飲食店のうち簡易な飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/> 生食用肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/> ふぐの処理を行う施設 <input type="checkbox"/> ふりがな _____ ふぐ処理者氏名 _____ ※ふぐ処理する営業の場合 認定番号等 _____
添付書類 <input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面、仕様書(事業譲渡の場合は省略可) <input type="checkbox"/> 水質検査の結果(上記使用水の種類で②を選択の場合) <input type="checkbox"/> 法人にあつては登記簿謄本(発行から3ヶ月以内のもの)の写し <input type="checkbox"/> 作業従事者全員分の検便結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 食品衛生責任者証(プレート)、講習会修了証書 <input type="checkbox"/>	事業譲渡 営業を譲り受けたことを証する旨 _____
営業許可業種 1 許可番号 _____ 年 月 日 <b>飲食店営業</b> 2 許可番号 _____ 年 月 日 3 許可番号 _____ 年 月 日 4 許可番号 _____ 年 月 日 5 許可番号 _____ 年 月 日	備考 許可番号及び許可年月日 _____ 営業の種類 _____ 備考 _____

担当者の方の氏名と電話番号(個人の場合は申請者と同じ)

該当する使用水の種類を

※その他、該当する箇所は適宜相談のうえ記入

# 営業施設の施設基準の注意点

## 1. 手洗い設備(蛇口部)の見本

以下に写真で示したような、手指の再汚染を防げる構造が必要です。ひねって吐水するハンドル式の蛇口をお使いの場合は、レバー式への変更が必要です。



←センサー(赤外線感知)式



↑ハンドル式は不適です



←上下レバー式(ポップアップ式)

※肘で操作できない、短いハンドルレバーは不適です。



↑左右レバー式

↓プッシュ(自動水栓)式



## 2. 冷蔵・冷凍庫の温度計の見本

食材を保管している冷蔵庫と冷凍庫には、以下の写真のように、外部から内部温度を確認できる温度計を設置しましょう(温度計備え付きの冷蔵庫・冷凍庫には不要です)。また、HACCP に沿った衛生管理では、食品を保管している全ての冷蔵庫・冷凍庫の温度を記録しましょう。



↑冷蔵庫・冷凍庫備え付き型

↓外から温度が確認できるセンサー型



## 営業開始後に必要な届出は…

**変更届** ➤ 次のような変更が生じた時は、変更届に営業許可書を添えて、速やかに提出してください。変更事項を許可書に追記します。変更内容によって次の書類も必要です。

	変更内容	必要添付書類
1	(個人)結婚、離婚等による改姓 (法人)商号、代表者の変更	戸籍抄本 登記簿謄本
2	(個人)営業者住所の変更 (法人)本社所在地の変更	なし 登記簿謄本
3	営業所の名称、屋号の変更	なし
4	営業設備の大要の一部変更	変更部分を明らかにした図面 営業設備の大要・配置図
5	法人形態の変更	登記簿謄本
6	食品衛生責任者の変更	食品衛生責任者証(プレート)、修了証
注意 事項	4, 5は、変更の程度、状況により新たに営業許可が必要になりますので、事前にご相談ください。	

**廃業届** ➤ 次のような場合、廃業届に営業許可書を添えて提出してください。

- ① 営業を廃止した
- ② 営業所を移転した
- ③ 営業者が変わった
- ④ 増改築等で営業設備が変わった

※ ②、③、④は新たに営業許可が必要です。ただし、③で相続、法人の合併又は分割においては、場合によっては承継が認められますので、ご相談ください。

**その他** ➤ 法令で届出事項等があらかじめ定められているものがありますので十分に注意してください。

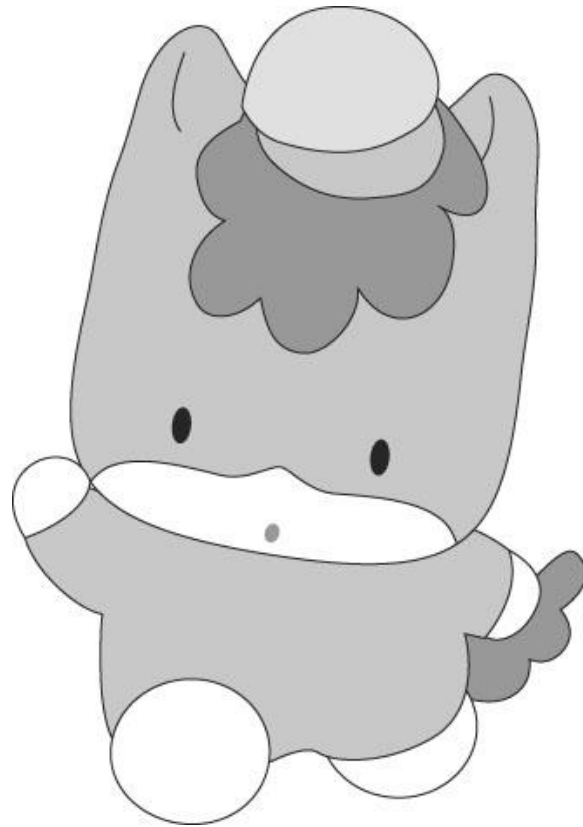
- ① ふぐ処理・営業届出書
- ② 承継届
- ③ 食品衛生管理者設置・変更届

※食品衛生管理者は食品衛生責任者とは異なります。ご注意ください。

**更新** ➤ 営業許可期限満了後も引き続き営業をされる方は、期限満了前に許可更新の申請手続きが必要です。許可期限満了日の1ヶ月前に下記書類を提出してください。

- ①営業許可申請書
- ②現に受けている営業許可書
- ③構造設備仕様書
- ④施設図面
- ⑤営業許可申請手数料
- ⑥1年以内に行った水質検査成績書
- ⑦食品衛生責任者の資格を証明するもの(食品衛生責任者証(プレート等))

※ 基準に適合しない場合は、営業許可が更新できません。不適事項を改善し、再調査を受けてください。



**群馬県藤岡保健福祉事務所**  
**衛 生 係**  
**群馬県藤岡市下戸塚2-5**  
**TEL0274(22)1420(代)**

※本手引書の第三者への無断配布は御遠慮下さい※